

# 条例の概要(たたき)

## 前文

**基本理念**  
 ・「手話は言語」  
 ・手話とともに、他の情報コミュニケーションも尊重される社会  
 ・高齢の方、中途失聴の方等への文字によるコミュニケーション支援  
 ・聴覚障害者の暮らしに根付いた手話の理解・普及  
 ・聴覚障害者の主体的な社会参加を目指す

## 関係者の責務・役割・連携

<p>京都府の責務</p> <p>聞こえない府民・市民に対するサービスとして手話のできる職員の配置を。</p>	<p>市町村の責務・役割・連携</p>	<p>事業者の責務・役割・連携 ・ふみこんだ内容に</p> <p>教育機関      民生委員 雇用主          福祉事業所</p>	<p>府民の責務・役割・連携</p>
---	---------------------	--	--------------------

## 基本的な施策

<p><b>手話が言語である</b></p> <p>手話を獲得する(乳幼児期の手話習得)      ・ろう教育における手話の位置づけ      ・保護者への手話学習機会の保障      ・ろう学校教員の手話学習機会の保障</p> <p>手話を習得する(成人聴覚障害者等の手話習得)      ・高齢難聴者・中軽度難聴者への手話習得機会の保障      ・ピアサポート体制の構築      ・インテグレートした聴覚障害児への手話習得機会の保障</p> <p>手話で学ぶ(教育機関での手話の保障)      ・大学における聴覚障害学生への情報保障</p> <p>手話を広める(一般府民・事業者)      ・教育機関での手話普及・啓発      ・医療機関・教育機関・一般企業などへの手話普及</p>	<p><b>情報コミュニケーション保障の充実</b></p> <p>・手話の使用を含む多様な情報コミュニケーション方法の保障      ・手話・文字等様々な方法での情報コミュニケーション保障</p> <p>・コミュニケーションの支援(労働・教育・日常生活 等)      ・大学における聴覚障害学生への情報保障      雇用の場での情報保障</p>
--	---

## くらしの基盤整備

<p>聴覚障害者への理解促進      ・聞こえないこと・聴覚障害者の暮らしへの理解を広める      ・サークルへの支援</p>	<p>人材養成      ・支援者の高齢化      ・意思疎通支援者の養成体制の充実      ・若者をターゲットとした養成      ・大学等での情報保障ができる専門性の高い意思疎通支援者の養成</p>	<p>環境整備      ・緊急時・災害時のコミュニケーション保障      ・文字等での情報保障できる環境整備      府政における対応      ・京都府職員、特に警察・消防職員の手話学習・聴覚障害理解の普及</p>
---	---	---

## 施策の推進体制

## 財政上の措置

※ 第1・2回検討会議意見斜体字・下線部